

農業委員会の議事録を公開しておりますが、ホームページ上の公開に関しては、見る方が不特定多数であること等も考慮し申請者等の個人名は公開しないこととします。

なお、通常の縦覧は従前同様、農業委員会事務所で行っております。

佐呂間町農業委員会会長

第 3 5 回 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

令和 8 年 5 月 28 日

佐 呂 間 町 農 業 委 員 会

議 事 録 署 名 委 員	15	和 泉 茂 樹	委 員
	1	青 野 英 一 郎	委 員

第 35 回 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

1. 開催年月日 令和 8 年 5 月 28 日 午後 1 時 30 分～午後 3 時 50 分

2. 開催場所 佐呂間町役場 2 階会議室

3. 議長の職氏名 佐呂間町農業委員会会長 大澤 好幸

4. 書記の職氏名 佐呂間町農業委員会事務局長 海辺 雅裕

佐呂間町農業委員会事務局次長 本田 利明

佐呂間町農業委員会農地係 石黒 亮雅

5. 出席委員

番号	氏 名	番号	氏 名
1	青野 英一郎	9	平川 智司
2	十亀 正	10	山田 裕之
3	青野 誠	11	齊藤 浩明
4	山口 浩之	12	田中 裕二
		13	橋本 聡
6	千葉 義則		
7	荒田由紀野	15	和泉 茂樹
8	山越 透	16	大澤 好幸

6. 欠席委員

番号	氏 名	番号	氏 名
5	田村 通啓	14	渡部 洋

7. 議事日程

議事録署名委員の指名

議 案第 1 号 農地中間管理事業の促進に関する法律第 19 条第 2 項の規定による
農用地利用集積等促進計画案の決定について

議 案第 2 号 農地中間管理機構による買入協議の要請について

議 案第 5 号 令和 7 年度最適化活動の点検・評価について

報告事項第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について

報告事項第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について

事務局 長	只今から、第 35 回農業委員会総会を開催いたします。 出席委員は、16 名中 14 名で、総会は成立しております。
議 長	議事録署名委員の指名を行います。 署名委員は、14 番和泉委員さん、1 番青野委員さんを指名いたします。 それでは、議事に入りたいと思います。
事務局	報告事項第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について このことについて、事務局の説明を求めます。 報告事項第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について 下記の者より、農地法第 3 条の 3 の規定による届出があったので受理し、受理通知書を交付したので報告します。
	番号 1 土地の所在が武士 73 番 1 外 5 筆、現況地目が畑で、合計面積 43,299 m²、届出者 武士 ●●●●さん、旧所有者が●●●●さん、権利取得日が令和 7 年 11 月 6 日で相続です。権利の種類及び内容は所有権、あっせん希望は有です。
	番号 2 土地の所在が知来 484 番 1 外 5 筆、現況地目が畑や採草放牧地のその他で、合計面積 11,035 m²、届出者 北見市 ●●●●さん、旧所有者が●●●●さん、権利取得日が令和 7 年 9 月 2 日で相続です。権利の種類及び内容は所有権、あっせん希望は無です。
	番号 3 土地の所在が中園 81 番 1 外 13 筆、現況地目が畑で、合計面積 71,480 m²、届出者 北見市 ●●●●さん、旧所有者が●●●●さん、権利取得日が令和 7 年 7 月 11 日で相続です。権利の種類及び内容は所有権、あっせん希望は有です。
	番号 4 土地の所在が中園 114 番 1、現況地目が畑で、面積 42,117 m²、届出者 北見市 ●●●●さん、旧所有者が●●●●さん、権利取得日が令和 7 年 7 月 11 日で相続です。権利の種類及び内容は所有権、あっせん希望は有です。
	番号 5 土地の所在が若里 564 番 3、現況地目が畑で、面積 6,230 m²、届出者 東京都 ●●●●さん、旧所有者が●●●●さん、権利取得日が令和 6 年 4 月 11 日で相続です。権利の種類及び内容は所有権、あっせん希望は有です。
	以上です。
議 長	事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。
各 委 員	質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。
議 長	———異議なし———
	報告事項第 1 号は原案どおり承認いたします。
議 長	報告事項第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について このことについて、事務局の説明を求めます。

事務局

報告事項第2号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
下記の者より、農地法第18条第6項の規定による通知があったので、報告します。

番号1

土地の所在が大成103番1外1筆、現況地目が畑で合計面積11,360㎡、契約期間は平成27年11月30日から令和7年11月30日まで、合意解約の成立の日・引き渡しの日は令和8年5月7日、通知者が賃貸人 ●●●●さん、承継人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●。解約後は賃貸借です。

番号2

土地の所在が大成146番1、現況地目が畑で面積3,803㎡、契約期間は平成27年11月30日から令和7年11月30日まで、合意解約の成立の日・引き渡しの日は令和8年5月5日、通知者が賃貸人 ●●●●さん、承継人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。

番号3

土地の所在が大成497番1外1筆、現況地目が畑で合計面積35,640㎡、契約期間は平成28年4月28日から令和8年4月30日まで、合意解約の成立の日・引き渡しの日は令和8年5月14日、通知者が賃貸人 ●●●●さん、承継人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。

番号4

土地の所在が北184番3外2筆、現況地目が畑で合計面積47,265㎡、契約期間は令和7年9月5日から令和12年9月4日まで、合意解約の成立の日・引き渡しの日は令和8年3月1日、通知者が賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。

番号5

土地の所在が知来753番2外2筆、現況地目、畑が51,522㎡、採草放牧地が22,069㎡で合計面積73,591㎡、契約期間は令和5年8月31日から令和15年8月31日まで、合意解約の成立の日・引き渡しの日は令和8年4月25日、通知者が賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。

番号6

土地の所在が知来752番3A外2筆、現況地目、畑が61,638㎡、採草放牧地が1,295㎡で合計面積62,933㎡、契約期間は令和5年8月31日から令和15年8月31日まで、合意解約の成立の日・引き渡しの日は令和8年4月25日、通知者が賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。

番号7

土地の所在が知来421番1外6筆、現況地目が畑で合計面積44,772㎡、契約期間は平成22年3月23日から令和2年3月31日まで、合意解約の成立の日・引き渡しの日は令和8年5月10日、通知者が賃貸人 伊東嘉洋さん、承継人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。

番号 8

土地の所在が知来 583 番 10、現況地目が畑で面積 949 m²、契約期間は令和 7 年 9 月 5 日から令和 17 年 9 月 4 日まで、合意解約の成立の日・引き渡しの日は令和 8 年 5 月 10 日、通知者が賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。

番号 9

土地の所在が西富 131 番 1 外 7 筆、現況地目が畑で合計面積 79,474.78 m²、契約期間は平成 27 年 9 月 30 日から令和 7 年 9 月 30 日まで、合意解約の成立の日・引き渡しの日は令和 8 年 3 月 18 日、通知者が賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。

番号 10

土地の所在が富武 286 番外 8 筆、現況地目、畑が 51,825 m²、採草放牧地が 32,229 m²で合計面積 84,054 m²、契約期間は令和 2 年 3 月 2 日から令和 7 年 3 月 31 日まで、合意解約の成立の日・引き渡しの日は令和 8 年 4 月 30 日、通知者が賃貸人 ●●●●さん、承継人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。

番号 11

土地の所在が共立 430 番 2 外 8 筆、現況地目が畑で合計面積 94,481 m²、契約期間は平成 27 年 10 月 30 日から令和 7 年 10 月 31 日まで、合意解約の成立の日・引き渡しの日は令和 8 年 5 月 5 日、通知者が賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。

番号 12

土地の所在が啓生 138 番 1 外 3 筆、現況地目が畑で合計面積 27,169 m²、契約期間は平成 27 年 9 月 30 日から令和 7 年 9 月 30 日まで、合意解約の成立の日・引き渡しの日は令和 8 年 5 月 2 日、通知者が賃貸人 ●●●●さん、承継人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。

番号 13

土地の所在が西富 83 番 1 外 1 筆、現況地目が畑で合計面積 5,707 m²、契約期間は平成 26 年 7 月 23 日から令和 6 年 7 月 31 日まで、合意解約の成立の日・引き渡しの日は令和 8 年 4 月 2 日、通知者が賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。

番号 14

土地の所在が西富 85 番 1、現況地目が畑で面積 7,857 m²、契約期間は平成 26 年 7 月 23 日から令和 6 年 7 月 31 日まで、合意解約の成立の日・引き渡しの日は令和 8 年 3 月 12 日、通知者が賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。

番号 15

土地の所在が大成 201 番 3 外 4 筆、現況地目が畑で合計面積 36,267 m²、契約期間は平成 27 年 5 月 27 日から令和 7 年 5 月 31 日まで、合意解約の成立の日・引き渡しの日は令和 8 年 4 月 29 日、通知者が賃

貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。

番号 16

土地の所在が大成 177 番 1 外 1 筆、現況地目が畑で合計面積 8,900 m²、契約期間は平成 27 年 12 月 28 日から令和 7 年 12 月 31 日まで、合意解約の成立の日・引き渡しの日は令和 8 年 4 月 1 日、通知者が賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●。解約後は賃貸借です。

番号 17

土地の所在が西富 175 番 4 外 6 筆、現況地目が畑で合計面積 75,291 m²、契約期間は平成 23 年 6 月 30 日から令和 3 年 6 月 30 日まで、合意解約の成立の日・引き渡しの日は令和 8 年 4 月 2 日、通知者が賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。

番号 18

土地の所在が大成 76 番 1 外 5 筆、現況地目が畑で合計面積 8,638 m²、契約期間は平成 19 年 2 月 28 日から平成 29 年 2 月 27 日まで、合意解約の成立の日・引き渡しの日は令和 8 年 2 月 3 日、通知者が賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。

番号 19

土地の所在が大成 101 番 1 外 4 筆、現況地目、畑が 30,145 m²、採草放牧地が 3,029 m²で合計面積 33,174 m²、契約期間は令和 3 年 12 月 24 日から令和 13 年 12 月 31 日まで、合意解約の成立の日・引き渡しの日は令和 8 年 2 月 3 日、通知者が賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。

番号 20

土地の所在が西富 206 番 1、現況地目が畑で面積 3,793 m²、契約期間は平成 19 年 2 月 28 日から平成 29 年 2 月 27 日まで、合意解約の成立の日・引き渡しの日は令和 8 年 3 月 18 日、通知者が賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。

番号 21

土地の所在が西富 211 番 1 外 3 筆、現況地目が畑で合計面積 70,196 m²、契約期間は令和 6 年 6 月 26 日から令和 16 年 6 月 30 日まで、合意解約の成立の日・引き渡しの日は令和 8 年 3 月 18 日、通知者が賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。

番号 22

土地の所在が中園 188 番 1 外 1 筆、現況地目が畑で合計面積 13,936 m²、契約期間は平成 27 年 10 月 30 日から令和 7 年 10 月 31 日まで、合意解約の成立の日・引き渡しの日は令和 8 年 3 月 18 日、通知者が賃貸人 ●●●●さん、承継人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。

番号 23

土地の所在が中園 264 番外 6 筆、現況地目が畑で合計面積 38,340 m²、契約期間は令和 2 年 12 月 25 日から令和 7 年 12 月 31 日まで、合意

		解約の成立の日・引き渡しの日は令和 8 年 5 月 17 日、通知者が賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●。解約後は賃貸借です。 番号 24 土地の所在が中園 199 番 1 外 2 筆、現況地目が畑で合計面積 35,549 m²、契約期間は平成 27 年 12 月 28 日から令和 7 年 12 月 31 日まで、合意解約の成立の日・引き渡しの日は令和 8 年 5 月 16 日、通知者が賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。 番号 25 土地の所在が中園 41 番 1 外 3 筆、現況地目が畑で合計面積 14,543 m²、契約期間は平成 29 年 9 月 26 日から令和 2 年 9 月 30 日まで、合意解約の成立の日・引き渡しの日は令和 8 年 5 月 17 日、通知者が賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●。解約後は賃貸借です。 番号 26 土地の所在が中園 196 番 4、現況地目が畑で面積 6,606 m²、契約期間は平成 27 年 10 月 30 日から令和 7 年 10 月 31 日まで、合意解約の成立の日・引き渡しの日は令和 8 年 5 月 16 日、通知者が賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。 番号 27 土地の所在が川西 33 番 1A 外 2 筆、現況地目が畑で合計面積 44,969 m²、契約期間は平成 27 年 11 月 30 日から令和 2 年 11 月 30 日まで、合意解約の成立の日・引き渡しの日は令和 8 年 4 月 25 日、通知者が賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。 番号 28 土地の所在が中園 201 番 1、現況地目が畑で面積 4,854 m²、契約期間は平成 27 年 12 月 28 日から令和 7 年 12 月 31 日まで、合意解約の成立の日・引き渡しの日は令和 8 年 5 月 18 日、通知者が賃貸人 ●●●●さん、承継人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。 番号 29 土地の所在が中園 221 番 1 外 4 筆、現況地目が畑で合計面積 70,227 m²、契約期間は平成 27 年 2 月 26 日から令和 7 年 2 月 28 日まで、合意解約の成立の日・引き渡しの日は令和 8 年 5 月 18 日、通知者が賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。 以上です。
議 各 議	長 委 員 長	事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。 質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。 ———異議なし——— 報告事項第 2 号は原案どおり承認いたします。

議	長	次に、議案の審議に入ります。 議案第 1 号 農地中間管理事業の促進に関する法律第 19 条第 2 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の決定について このことについて、事務局の説明を求めますが、 なお、提案件数が多数であることから番号 1 から 43 までの事務局の説明が終わった後に一度、審議に入り、 番号 1 から 43 までの審議が終わった後に残りの提案説明を事務局に求めたいと思いますが何か質問等、ありませんでしょうか。
各	委	———異議なし———
議	員	質問がなければ、番号 1 から 43 までを事務局に説明を求めます。
事	務	議案第 1 号 農地中間管理事業の促進に関する法律第 19 条第 2 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の決定について 農地中間管理事業の促進に関する法律第 19 条第 2 項の規定により、公益財団法人北海道農業公社から別紙の農用地利用集積等促進計画案の作成及び提出を求められたので、下記の農用地利用集積等促進計画について議決を求めます。 また、当該促進計画案に異存なき場合は、公益財団法人北海道農業公社へ同法第 18 条第 1 項の規定による要請を行うものとし、要請のとおり認可申請された場合は即日公告できることとします。
		番号 1 利用権の設定等を受ける者が、仁倉 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が札幌市 ●●●●。土地の所在が仁倉 885 番 1 外 3 筆、現況地目、畑で合計面積 34,549 ㎡です。利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期は令和 8 年 6 月の公社での指定日に対価の支払期限は令和 9 年 1 月 29 日、土地の引き渡し時期は令和 8 年 6 月の公社での指定日です、売買は 2,100,000 円、10 ㎡当たり 60,000 円です。 この案件は旧農地保有合理化事業により賃貸借していた土地の売渡が行われるものです。 図面で説明いたしますと（1 ページ）赤枠の土地です。 申請地につきましては、町道仁倉 9 線道路沿いの土地となります。
		番号 2・3 札幌市 公益財団法人北海道農業公社を通しての賃貸となります。 利用権の設定等を受ける者が、北見市 ●●●●、利用権の設定等をする者が栄 ●●●●さん。土地の所在が大成 103 番 1 外 1 筆、現況地目が畑で合計面積 10,834 ㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 8 年 6 月の公社での指定日から 10 年間、賃貸料は年額 61,000 円、10 ㎡当たり 5,600 円で、前は 7,000 円でした。あっせん会につきましては、令和 8 年 5 月 7 日から 1 回実施しております。 図面で説明いたしますと（2 ページ）赤枠の土地です。 申請地につきましては、国道 333 号道路沿いの土地となります。
		番号 4・5 札幌市 公益財団法人北海道農業公社を通しての賃貸となります。 利用権の設定等を受ける者が、啓生 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が栄 ●●●●さん。土地の所在が大成 146 番 1A、現況地目が畑で面積 2,500 ㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 8 年 6 月の公社での指定日

から 10 年間、賃貸料は年額 5,000 円、10 ㍍当たり 2,000 円で、前は 2,600 円でした。あっせん会につきましては、令和 8 年 5 月 5 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと（2 ページ）黄色枠の土地です。

申請地につきましては、国道 333 号道路沿いの土地、番号 2、3 の近隣地となります。

番号 6・7

札幌市 公益財団法人北海道農業公社を通しての賃貸となります。利用権の設定等を受ける者が、大成 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が北見市 ●●●●さん。土地の所在が大成 497 番 1 外 1 筆、現況地目が畑で合計面積 35,640 ㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 8 年 6 月の公社での指定日から 10 年間、賃貸料は年額 110,000 円、10 ㍍当たり 3,000 円で、前は 3,100 円でした。あっせん会につきましては、令和 8 年 5 月 14 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと（3 ページ）赤枠の土地です。

申請地につきましては、国道 333 号と町道大成 6 線道路沿いの土地となります。

番号 8・9

札幌市 公益財団法人北海道農業公社を通しての賃貸となります。利用権の設定等を受ける者が、西富 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が朝日 ●●●●さん。土地の所在が北 368 番 1 外 2 筆、現況地目が畑で合計面積 76,145 ㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 8 年 6 月の公社での指定日から 10 年間、賃貸料は年額 228,000 円、10 ㍍当たり 3,000 円で、初回のあっせんです。あっせん会につきましては、令和 8 年 3 月 19 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと（4 ページ）赤枠の土地です。

申請地につきましては、町道西富若里幹線道路沿いの土地となります。

番号 10・11

札幌市 公益財団法人北海道農業公社を通しての賃貸となります。利用権の設定等を受ける者が、共立 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が大成 ●●●●さん。土地の所在が大成 47 番 1 外 18 筆、現況地目が畑で合計面積 196,446 ㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 8 年 6 月の公社での指定日から 10 年間、賃貸料は年額 915,000 円、10 ㍍当たり 4,700 円で、初回のあっせんです。あっせん会につきましては、令和 8 年 2 月 14 日から 2 回実施しております。

図面で説明いたしますと（5 ページ）赤枠の土地です。

申請地につきましては、国道 333 号と町道大成 9 線道路沿いの土地となります。

番号 12・13

札幌市 公益財団法人北海道農業公社を通しての賃貸となります。利用権の設定等を受ける者が、東 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が朝日 ●●●●さ

ん。土地の所在が北 385 番外 5 筆、現況地目が畑で合計面積 39,765 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 8 年 6 月の公社での指定日から 10 年間、賃貸料は年額 80,000 円、10 ㍴当たり 2,000 円で、初回のあっせん会につきましては、令和 8 年 3 月 1 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと（6 ページ）赤枠の土地です。

申請地につきましては、町道西富若里幹線道路付近の土地となります。

番号 14・15

札幌市 公益財団法人北海道農業公社を通しての賃貸となります。利用権の設定等を受ける者が、東 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が知来 ●●●●さん。土地の所在が知来 753 番 2A 外 4 筆、現況地目が畑で合計面積 46,967 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 8 年 6 月の公社での指定日から 10 年間、賃貸料は年額 94,000 円、10 ㍴当たり 2,000 円で、前回は 1,600 円でした。あっせん会につきましては、令和 8 年 4 月 25 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと（7 ページ）赤枠の土地です。

申請地につきましては、町道知来成金沢道路沿いの土地となります。

番号 16・17

札幌市 公益財団法人北海道農業公社を通しての賃貸となります。利用権の設定等を受ける者が、東 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が知来 ●●●●さん。土地の所在が知来 752 番 3A 外 4 筆、現況地目採草放牧地が 3,631 m²畑が 55,717 m²合計面積 59,348 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 8 年 6 月の公社での指定日から 10 年間、賃貸料は年額 105,000 円、10 ㍴当たり 1,800 円で、前回は 1,300 円でした。あっせん会につきましては、令和 8 年 4 月 25 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと（7 ページ）黄色枠の土地です。

申請地につきましては、町道成金沢道路沿いの土地、番号 14、15 の近隣地となります。

番号 18・19

札幌市 公益財団法人北海道農業公社を通しての賃貸となります。利用権の設定等を受ける者が、西富 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が遠軽町 ●●●●さん。土地の所在が知来 516 番 1 外 2 筆、現況地目が畑で合計面積 26,876 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 8 年 6 月の公社での指定日から 5 年間、賃貸料は年額 67,000 円、10 ㍴当たり 2,500 円で、前回は 5,200 円でした。あっせん会につきましては、令和 8 年 5 月 10 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと（8 ページ）赤枠の土地です。

申請地につきましては、道道知来東線と町道 19 号道路沿いの土地となります。

番号 20・21

札幌市 公益財団法人北海道農業公社を通しての賃貸となります。利用権の設定等を受ける者が、西富 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が知来 ●●●●さん。土地の所在が知来 583 番 10、現況地目が畑で面積 949 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 8 年 6 月の公社での指定日から 5 年間、賃貸料は年額 3,000 円、10 ㍴当たり 3,200 円で、前回は 3,200 円でした。あっせん会につきましては、令和 8 年 5 月 10 日から 1 回実施して

おります。

図面で説明いたしますと（8 ページ）黄色枠の土地です。

申請地につきましては、道道知来東線道路沿いの土地、番号 18、19 の近隣地となります。

番号 22・23

札幌市 公益財団法人北海道農業公社を通しての賃貸となります。利用権の設定等を受ける者が、西富 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が西富 ●●●●さん。土地の所在が西富 131 番 1 外 7 筆、現況地目が畑で合計面積 79,475 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 8 年 6 月の公社での指定日から 10 年間、賃貸料は年額 400,000 円、10 ㍻当たり 5,000 円で、前回は 5,300 円でした。あっせん会につきましては、令和 8 年 3 月 18 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと（9 ページ）赤枠の土地です。

申請地につきましては、町道 9、10 線中間道路と西富 31 号 10 線道路沿いの土地となります。

番号 24・25

札幌市 公益財団法人北海道農業公社を通しての賃貸となります。利用権の設定等を受ける者が、西富 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が西富 ●●●●さん。土地の所在が西富 222 番 1 外 1 筆、現況地目が畑で合計面積 21,726 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 8 年 6 月の公社での指定日から 10 年間、賃貸料は年額 97,000 円、10 ㍻当たり 4,500 円で、初回のあっせんです。あっせん会につきましては、令和 8 年 3 月 19 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと（10 ページ）黄色枠の土地です。

申請地につきましては、町道西富若里基線道路沿いの土地となります。

号 26・27

札幌市 公益財団法人北海道農業公社を通しての賃貸となります。利用権の設定等を受ける者が、富武士 ●●●●、利用権の設定等をする者が紋別市 ●●●●さん。土地の所在が富武士 288 番 1B 外 4 筆、現況地目採草放牧地が 19,710 m²畑が 46,997 m²合計面積 66,707 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 8 年 6 月の公社での指定日から 10 年間、賃貸料は年額 267,000 円、10 ㍻当たり 4,000 円で、前回は 3,300 円でした。あっせん会につきましては、令和 8 年 4 月 30 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと（11 ページ）赤枠の土地です。

申請地につきましては、町道富武士 4、5 号中間道路沿いの土地となります。

番号 28・29

札幌市 公益財団法人北海道農業公社を通しての売買となります。利用権の設定等を受ける者が、共立 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が共立 ●●●●さん。土地の所在が共立 69 番 1 外 6 筆、現況地目が畑で合計面積 67,899 m²です。利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期は令和 8 年 6 月の公社での指定日に対価の支払期限は令和 8 年 7 月 17 日、土地の引き渡し時期は令和 8 年 6 月の公社での指定日です、売買価格は 3,000,000 円、10 ㍻当たり 44,000 円で、あっせん会につきましては、令和 8 年 2 月 16 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと（12 ページ）赤枠の土地です。

申請地につきましては、町道大成 6 線道路沿いの土地となります。

番号 30・31

札幌市 公益財団法人北海道農業公社を通しての賃貸となります。利用権の設定等を受ける者が、共立 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が共立 ●●●●さん。土地の所在が共立 430 番 2 外 8 筆、現況地目が畑で合計面積 94,481 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 8 年 6 月の公社での指定日から 10 年間、賃貸料は年額 300,000 円、10 ㍻当たり 3,200 円で、前回も 3,200 円でした。あっせん会につきましては、令和 8 年 5 月 5 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと（13 ページ）赤枠の土地です。

申請地につきましては、町道陰の沢 9 線道路沿いの土地となります。

番号 32・33

札幌市 公益財団法人北海道農業公社を通しての賃貸となります。利用権の設定等を受ける者が、啓生 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が若佐 ●●●●さん。土地の所在が啓生 138 番 1 外 4 筆、現況地目が畑で合計面積 27,794 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 8 年 6 月の公社での指定日から 10 年間、賃貸料は年額 81,000 円、10 ㍻当たり 2,900 円で、前は 3,000 円でした。あっせん会につきましては、令和 8 年 5 月 2 日から 2 回実施しております。

図面で説明いたしますと（14 ページ）赤枠の土地です。

申請地につきましては、国道 333 号道路沿いの土地となります。

番号 34・35

札幌市 公益財団法人北海道農業公社を通しての賃貸となります。利用権の設定等を受ける者が、西富 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が西富 ●●●●さん。土地の所在が西富 83 番 1 外 1 筆、現況地目が畑で合計面積 5,707 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 8 年 6 月の公社での指定日から 10 年間、賃貸料は年額 23,000 円、10 ㍻当たり 4,000 円で、前回も 4,000 円でした。あっせん会につきましては、令和 8 年 4 月 2 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと（15 ページ）赤枠の土地です。

申請地につきましては、道道留辺薬浜佐呂間線付近の土地となります。

番号 36・37

札幌市 公益財団法人北海道農業公社を通しての賃貸となります。利用権の設定等を受ける者が、武士 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が武士 ●●●●さん。土地の所在が中園 72 番 1 外 6 筆、現況地目が畑で合計面積 34,007.62 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 8 年 6 月の公社での指定日から 10 年間、賃貸料は年額 130,000 円、10 ㍻当たり 3,800 円で、前は 3,500 円でした。あっせん会につきましては、令和 8 年 3 月 10 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと（16 ページ）赤枠の土地です。

申請地につきましては、国道 333 号沿いと町道武士 39 号道路付近の土地となります。

番号 38・39

札幌市 公益財団法人北海道農業公社を通しての賃貸となります。利用権の設定等

		を受ける者が、知来 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が知来 ●●●●さん。土地の所在が知来 412 番 7B 外 16 筆、現況地目採草放牧地が 4,483 m²畑が 50,738 m²合計面積 55,221 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 8 年 6 月の公社での指定日から 10 年間、賃貸料は年額 193,000 円、10 ㍻当たり 3,500 円で、初回のあっせんです。あっせん会につきましては、令和 8 年 1 月 22 日から 1 回実施しております。 図面で説明いたしますと（17 ページ）赤枠の土地です。 申請地につきましては、道道留辺蘂浜佐呂間線と道道知来東線沿いの土地となります。 番号 40・41 札幌市 公益財団法人北海道農業公社を通しての賃貸となります。利用権の設定等を受ける者が、知来 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が知来 ●●●●さん。土地の所在が知来 496 番 1 外 5 筆、現況地目が畑で合計面積 87,999 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 8 年 6 月の公社での指定日から 10 年間、賃貸料は年額 420,000 円、10 ㍻当たり 4,800 円で、初回のあっせんです。あっせん会につきましては、令和 8 年 3 月 21 日から 1 回実施しております。 図面で説明いたしますと（18 ページ）黄色枠の土地です。 申請地につきましては、道道知来東線沿いの土地、番号 38、39 の近隣地となります。 番号 42・43 札幌市 公益財団法人北海道農業公社を通しての賃貸となります。利用権の設定等を受ける者が、知来 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が知来 ●●●●さん。土地の所在が知来 504 番 6、現況地目が畑で面積 1,833 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 8 年 6 月の公社での指定日から 10 年間、賃貸料は年額 9,000 円、10 ㍻当たり 4,900 円で、初回のあっせんです。あっせん会につきましては、令和 8 年 3 月 25 日から 1 回実施しております。 図面で説明いたしますと（18 ページ）青枠の土地です。 申請地につきましては、道道知来東線沿いの土地、番号 40、41 の近隣地となります。 以上です。
議 各 議 事	長 委 員 長 務 局	事務局から番号 1 から 43 までの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。何か質問等、ありませんでしょうか。 ——— 異議なし ——— 次に、残りの番号 44 から 81 について、事務局から説明を求めます。 ここから後の説明は、「札幌市 公益財団法人北海道農業公社を通しての賃貸となります。」の説明を省略して説明いたします。 番号 44・45 利用権の設定等を受ける者が、西富 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が札幌市 ●●●●さん。土地の所在が西富 85 番 1、現況地目が畑で合計面積 7,857 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 8 年 6 月の公社での指定日から 10 年間、賃貸料は年額 24,000 円、10 ㍻当たり 3,000 円で、前回は 4,100 円でした。あっせん会につきましては、令和 8 年 3 月 12 日から 1 回実施しております。 図面で説明いたしますと（19 ページ）赤枠の土地です。

申請地につきましては、道道留辺薬浜佐呂間線付近の土地、番号 34、35 の近隣地となります。

番号 46・47

利用権の設定等を受ける者が、大成 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が大成 ●●●●さん。土地の所在が大成 201 番 3 外 3 筆、現況地目が畑で合計面積 35,529 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 8 年 6 月の公社での指定日から 10 年間、賃貸料は年額 150,000 円、10 ㍻当たり 4,200 円で、前は 4,100 円でした。あっせん会につきましては、令和 8 年 4 月 29 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと（20 ページ）赤枠の土地です。

申請地につきましては、国道 333 号と町道陰の沢 9 線道路沿いの土地となります。

番号 48・49

利用権の設定等を受ける者が、共立 ●●●●、利用権の設定等をする者が札幌市 ●●●●さん。土地の所在が大成 16 番 4 外 3 筆、現況地目が畑で合計面積 52,109 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 8 年 6 月の公社での指定日から 10 年間、賃貸料は年額 52,000 円、10 ㍻当たり 1,000 円で、前は 3,200 円でした。あっせん会につきましては、令和 8 年 4 月 29 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと（21 ページ）赤枠の土地です。

申請地につきましては、町道大成 47 号道路沿いの土地となります。

番号 50・51

利用権の設定等を受ける者が、北見市 ●●●●、利用権の設定等をする者が札幌市 ●●●●さん。土地の所在が大成 19 番 B 外 16 筆、現況地目が畑で合計面積 112,472 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 8 年 6 月の公社での指定日から 10 年間、賃貸料は年額 648,000 円、10 ㍻当たり 5,800 円で、前は 6,100 円でした。あっせん会につきましては、令和 8 年 4 月 1 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと（21 ページ）黄色枠の土地です。

申請地につきましては、町道大成 47 号と大成 48 号道路沿いの土地、番号 48、49 の近隣地となります。

番号 52・53

利用権の設定等を受ける者が、富丘 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が北見市 ●●●●さん。土地の所在が西富 175 番 4A 外 5 筆、現況地目が畑で合計面積 60,626 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 8 年 6 月の公社での指定日から 10 年間、賃貸料は年額 150,000 円、10 ㍻当たり 2,500 円で、前は 2,700 円でした。あっせん会につきましては、令和 8 年 4 月 2 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと（22 ページ）赤枠の土地です。

申請地につきましては、町道佐呂間富丘間道路と富丘 31 号道路沿いの土地となります。

番号 54・55

利用権の設定等を受ける者が、共立 ●●●●、利用権の設定等をする者が共立 ●●●●さん。土地の所在が共立 275 番 5、現況地目が畑で面積 6,328 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 8 年

6月の公社での指定日から5年間、賃貸料は年額27,000円、10㍻当たり4,300円で、前回も4,300円でした。あっせん会につきましては、令和8年2月16日から1回実施しております。

図面で説明いたしますと（23ページ）赤枠の土地です。

申請地につきましては、町道共立51、53号道路沿いの土地となります。

番号56・57

利用権の設定等を受ける者が、共立 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が大成 ●●●●さん。土地の所在が大成76番1外5筆、現況地目が畑で合計面積8,638㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和8年6月の公社での指定日から10年間、賃貸料は年額48,000円、10㍻当たり5,600円で、前は5,800円でした。あっせん会につきましては、令和8年2月3日から1回実施しております。

図面で説明いたしますと（24ページ）赤枠の土地です。

申請地につきましては、町道大成9線道路沿いの土地、番号10、11の近隣地となります。

番号58・59

利用権の設定等を受ける者が、共立 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が西富 ●●●●さん。土地の所在が大成101番1外4筆、現況地目が畑で合計面積33,174㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和8年6月の公社での指定日から10年間、賃貸料は年額166,000円、10㍻当たり5,000円で、前は5,400円でした。あっせん会につきましては、令和8年2月3日から1回実施しております。

図面で説明いたしますと（25ページ）赤枠の土地です。

申請地につきましては、国道333号沿いの土地、番号50、51の近隣地となります。

番号60・61

利用権の設定等を受ける者が、西富 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が西富 ●●●●さん。土地の所在が西富206番1、現況地目が畑で面積3,793㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和8年6月の公社での指定日から10年間、賃貸料は年額18,000円、10㍻当たり4,700円で、前回も4,700円でした。あっせん会につきましては、令和8年3月18日から1回実施しております。

図面で説明いたしますと（26ページ）赤枠の土地です。

申請地につきましては、町道西富若里基線道路沿いの土地、番号24、25の近隣地となります。

番号62・63

利用権の設定等を受ける者が、西富 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が宮前町 ●●●●さん。土地の所在が西富211番1外3筆、現況地目が畑で合計面積70,196㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和8年6月の公社での指定日から10年間、賃貸料は年額400,000円、10㍻当たり5,700円で、前は6,600円でした。あっせん会につきましては、令和8年3月18日から1回実施しております。

図面で説明いたしますと（27ページ）赤枠の土地です。

申請地につきましては、町道佐呂間墓地道沿いの土地、番号24、25の近隣地となります。

番号 64・65

利用権の設定等を受ける者が、武士 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が武士 ●●●●さん。土地の所在が中園 188 番 1 外 1 筆、現況地目が畑で合計面積 13,936 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 8 年 6 月の公社での指定日から 5 年間、賃貸料は年額 56,000 円、10 ㍴当たり 4,000 円で、前回も 4,000 円でした。あっせん会につきましては、令和 8 年 5 月 15 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと（28 ページ）赤枠の土地です。

申請地につきましては、町道武士 39 号道路沿いの土地となります。

番号 66・67

利用権の設定等を受ける者が、北見市 ●●●●、利用権の設定等をする者が中園 ●●●●さん。土地の所在が中園 264 番外 6 筆、現況地目が畑で合計面積 37,938 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 8 年 6 月の公社での指定日から 5 年間、賃貸料は年額 182,000 円、10 ㍴当たり 4,800 円で、前回も 4,800 円でした。あっせん会につきましては、令和 8 年 5 月 17 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと（29 ページ）赤枠の土地です。

申請地につきましては、町道共立中園間道路付近の土地となります。

番号 68・69

利用権の設定等を受ける者が、武士 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が宮前町 ●●●●さん。土地の所在が中園 199 番 1 外 2 筆、現況地目が畑で合計面積 35,549 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 8 年 6 月の公社での指定日から 10 年間、賃貸料は年額 142,000 円、10 ㍴当たり 4,000 円で、前回も 4,000 円でした。あっせん会につきましては、令和 8 年 5 月 16 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと（30 ページ）黄色枠の土地です。

申請地につきましては、町道武士 13 線道路沿いの土地、番号 64、65 の近隣地となります。

番号 70・71

利用権の設定等を受ける者が、栃木 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が若佐 ●●●●さん。土地の所在が中園 56 番 1 外 5 筆、現況地目が畑で合計面積 75,480 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 8 年 6 月の公社での指定日から 10 年間、賃貸料は年額 415,000 円、10 ㍴当たり 5,500 円で、前回は 6,300 円でした。あっせん会につきましては、令和 8 年 5 月 17 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと（31 ページ）赤枠の土地です。

申請地につきましては、町道武士 39 号と中園啓生 10 線道路沿いの土地となります。

番号 72・73

利用権の設定等を受ける者が、富武士 ●●●●、利用権の設定等をする者が宮前町 ●●●●さん。土地の所在が中園 41 番 1 外 3 筆、現況地目が畑で合計面積 14,543 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 8 年 6 月の公社での指定日から 10 年間、賃貸料は年額 51,000 円、10 ㍴当たり 3,500 円で、前回も 3,500 円でした。あっせん会につきましては、令和 8 年 5 月 17 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと（32 ページ）赤枠の土地です。

申請地につきましては、国道 333 号沿いの土地で若佐小学校の東側となります。

番号 74・75

利用権の設定等を受ける者が、武士 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が武士 ●●●●さん。土地の所在が中園 62 番 1 外 1 筆、現況地目が畑で合計面積 57,091 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 8 年 6 月の公社での指定日から 10 年間、賃貸料は年額 14,000 円、10 ㍴当たり 2,000 円で、前回も 2,000 円でした。あっせん会につきましては、令和 8 年 5 月 16 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと（33 ページ）青枠の土地です。

申請地につきましては、町道武士 39 号道路沿いの土地、番号 64、65 の近隣地となります。

番号 76・77

利用権の設定等を受ける者が、川西 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が川西 ●●●●さん。土地の所在が川西 33 番 1A 外 2 筆、現況地目が畑で合計面積 44,905 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 8 年 6 月の公社での指定日から 10 年間、賃貸料は年額 180,000 円、10 ㍴当たり 4,000 円で、前回も 4,000 円でした。あっせん会につきましては、令和 8 年 5 月 17 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと（34 ページ）赤枠の土地です。

申請地につきましては、道道計呂地若佐線と町道若佐芭露間道路沿いの土地となります。

番号 78・79

利用権の設定等を受ける者が、武士 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が武士 ●●●●さん。土地の所在が中園 201 番 1、現況地目が畑で面積 4,854 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 8 年 6 月の公社での指定日から 10 年間、賃貸料は年額 19,000 円、10 ㍴当たり 3,900 円で、前回も 3,900 円でした。あっせん会につきましては、令和 8 年 5 月 18 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと（35 ページ）紫色枠の土地です。

申請地につきましては、町道武士 13 線道路沿いの土地、番号 65、65 の近隣地となります。

番号 80・81

利用権の設定等を受ける者が、若佐 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が中園 ●●●●さん。土地の所在が中園 222 番 1 外 4 筆、現況地目が畑で合計面積 70,227 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 8 年 6 月の公社での指定日から 10 年間、賃貸料は年額 386,000 円、10 ㍴当たり 5,500 円で、前は 6,000 円でした。あっせん会につきましては、令和 8 年 5 月 14 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと（36 ページ）赤枠の土地です。

申請地につきましては、国道 333 号沿いの土地となります。

以上です。

議

長

事務局から番号 44 から 81 までの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。
何か質問等、ありませんでしょうか。

各 議	委 員 長	———異議なし——— 議案第1号について、番号1から81まで、何か質問等、ありませんでしょうか。質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。
各 議	委 員 長	———異議なし——— 議案第1号は原案どおり決定いたします
議 事 務 局	長	議案第2号 農地中間管理機構による買入協議の要請について このことについて、事務局の説明を求めます。 議案第2号 農地中間管理機構による買入協議の要請について 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定により、利用関係の調整を進めたが、不調となったので、町長に買い入れ協議の要請をしたいので審議を求めます。 申出者が札幌市 ●●●●さん、土地の所在が共立224番1外26筆、現況地目が畑で合計面積278,942㎡です。 当該地については、申出者より所有権移転のあっせんの申出があり、調整を進めてまいりましたが、不調となったことから、農地中間管理機構、公益財団法人、北海道農業公社に買い入れ協議をおこなうよう佐呂間町長に要請をするものです。 図面で説明いたしますと（37ページ）です。 買入協議要請地は町道51・53号道路沿いの土地となります。 以上です。
議 各 議	長 委 員 長	事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。 ———異議なし——— 議案第2号は原案どおり決定いたします
議 事 務 局	長	議案第3号 令和7年度最適化活動の点検・評価について このことについて、事務局の説明を求めます。 議案第3号 令和7年度最適化活動の点検・評価について 令和7年度最適化活動の点検・評価について、別紙により審議願います。 別紙でお配りしています、別紙様式5、令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表をご覧ください。 令和4年2月2日付、農林水産省経営局長通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」により、令和4年度から毎年、最適化活動の目標の設定を行っており、毎年5月末までに総会で前年度の点検評価を行うこととなっております。 主だった内容を説明致します。 1ページ目農業委員会の状況は、令和7年4月1日現在の状況を記載することとなっているため、目標設定時の状況をそのまま記載しています。 2ページ目から5ページ目にかけての最適化活動の実施状況では、成果目標として農地の集積、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進について、活動目標として活動日数等について、目標と実績を記載しています。 農地の集積については、新規集積面積は目標どおりですが、離農跡地で集積ができない土地などもあったことから、集積率は令和6年度並みの状況です。 新規参入の促進については、相談会への参加を予定していましたが、ブースでの待機参加人数が制限されていることから、昨年度は参加しませんでした。 目標の達成状況については、皆さんから提出いただいた活動記録をもとに、活動日数を集計し、また集積率などを点数化して計算したところ、農業委員会全体として「目標に対し期待を上回る結果が得られた」という結果となりました。

		委員ごとの結果についても人数で記載されていますので参考までにご覧ください。 最後のページでは、事務処理件数等について記載しています。 以上、ご意見・ご質問等ありましたら、よろしくお願いいたします。 以上です。
議 各 議	長 委 員 長	何か質問等、ありませんでしょうか。 質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。 ———異議なし——— 議案第 3 号は原案どおり決定いたします
議 各 議	長 委 員 長	その他 各委員さんの方から何かありませんか。 ———ありません——— なければ第 35 回農業委員会総会を終わります。